



## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨及び位置づけ

- ▽ 宮城県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、知事が**犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進**するために策定する計画
- ▽ 新・みやぎの将来ビジョン取組14「暮らし続けられる安全安心な地域の形成」やSDGsのゴール5・16の達成にも寄与



### 2 基本理念

- (1) 犯罪被害者等の**個人としての尊厳**が重んじられること
- (2) 犯罪被害者等が置かれた状況等に応じて**適切な支援**が行われること
- (3) 一人ひとりに寄り添った**途切れのない支援**が提供されること
- (4) **関係機関の連携・協力**により推進されること

### 3 計画期間

- ▽ 国の「第4次犯罪被害者等基本計画」との整合を考慮し、第1期計画期間を令和7年度の単年度とし、令和8年度以降を第2期として設定

	～R5	R6	R7	R8～
条例	旧条例	新条例		
新計画			1期	2期
現計画	→			
国計画	4次 →			5次 →

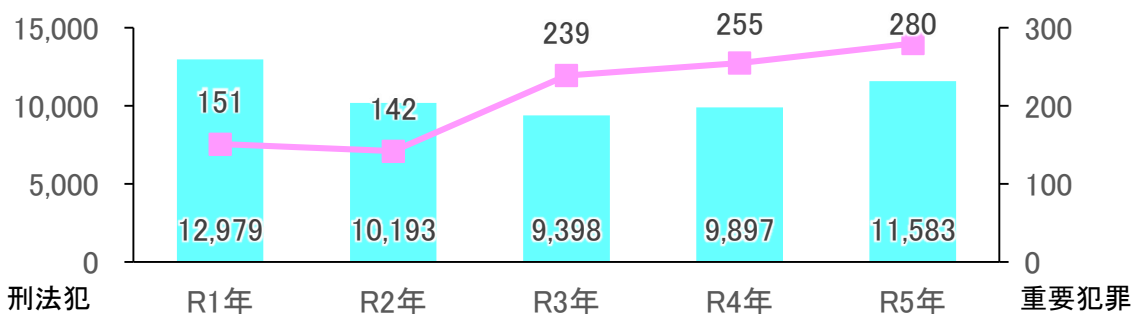
### 4 進行管理

- ▽ 毎年度、計画に基づき実施した施策の取組状況を議会へ報告・公表

## 第2章 犯罪被害者等の現状

- ▽ 刑法犯認知件数・重要犯罪認知件数は増加傾向
- ▽ **直接被害**だけでなく、誹謗中傷等による**二次的被害**が生じる事例あり

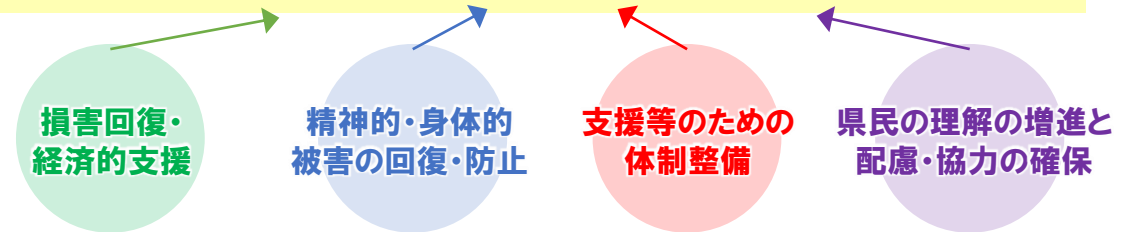
【図】刑法犯・重要犯罪(殺人、強盗、不同意わいせつ等)認知件数(件)



## 第3章 施策推進の考え方(条例9条2項1号・2号)

### 1 施策体系

- ▽ 条例の目的達成に向け、他県例も参考に現計画を国計画ベースに再編
- 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現**



### 2 推進体制

- ▽ 有識者で構成する**犯罪被害者等支援審議会**で計画や重要事項を審議
- ▽ 関係行政機関や民間支援団体で構成する**犯罪被害者等支援連絡協議会**において施策を総合的・効果的に調整(令和5年度58機関・団体)

## 第4章 具体的な施策の内容(3号)

### 1 損害回復・経済的支援への取組

- (1) 居住の安定(第13条)
- (2) 雇用の安定(第14条)
- (3) 損害賠償の請求に関する支援(第15条)
- (4) 経済的負担の軽減(第16条)

### 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- (1) 安全の確保(第12条)
- (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

### 3 支援等のための体制整備への取組

- (1) 相談及び情報の提供等(第11条)
- (2) 民間支援団体等に対する支援(第18条)
- (3) 人材の育成(第19条)
- (4) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援(第21条)
- (5) 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援(第22条)

### 4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- (1) 学校における教育の実施(第20条)
- (2) 普及啓発(第25条)
- (3) 調査研究(第26条)



# 宮城県犯罪被害者等支援計画(骨子案)の構成比較

【現行】宮城県犯罪被害者支援推進計画	【国】第4次犯罪被害者等基本計画	宮城県犯罪被害者等支援計画(骨子案)	宮城県犯罪被害者等支援条例	【参考】福島県犯罪被害者等支援計画
第1章 基本的な考え方 1 計画策定の趣旨 2 推進機関 3 計画の内容 4 計画の構成 5 計画の推進	I 第4次基本計画の策定方針及び計画期間 1 第4次基本計画の策定方針 2 計画期間	第1章 計画の基本的事項 ・計画策定の趣旨及び位置づけ ・基本方針 ・計画期間 ・進行管理 等	第1章 総則 1条 目的 2条 定義 3条 基本理念 4条 県の責務 5条 市町村の責務 6条 県民の責務 7条 事業者の責務 8条 民間支援団体の責務 9条 犯罪被害者等支援計画 10条 財政上の措置	第1章 計画の基本的事項 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 基本方針 4 計画の期間 5 意見の反映 6 進行管理 7 重点的な取組
第2章 被害者等の現状	II 基本方針  III 重点課題 ①損害回復・経済的支援等 ②精神的・身体的被害の回復・防止 ③刑事手続への関与拡充 ④支援等のための体制整備 ⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保	第2章 犯罪被害者等の現状 ・刑法犯認知件数 等	第2章 基本的施策 <b>11条 相談及び情報の提供等</b> <b>12条 安全の確保</b> <b>13条 居住の安定</b> <b>14条 雇用の安定</b> <b>15条 損害賠償の請求に関する支援</b> <b>16条 経済的負担の軽減</b> <b>17条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</b> <b>18条 民間支援団体等に対する支援</b> <b>19条 人材の育成</b> <b>20条 学校における教育の実施</b> <b>21条 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援</b> <b>22条 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援</b>	第2章 犯罪被害者等の現状  第3章 施策推進の考え方 1 施策体系 2 推進体制
第3章 宮城県における被害者等支援のための施策 <b>1 損害回復と経済的支援等</b>	IV 推進体制  V 重点課題に係る具体的施策 <b>第1 損害回復・経済的支援等への取組</b> <b>1 損害賠償の請求についての援助等</b> <b>2 給付金の支給に係る制度の充実等</b> <b>3 居住の安定</b> <b>4 雇用の安定</b>	第3章 施策推進の考え方 ・施策体系 ・推進体制 等  第4章 具体的な施策の内容 <b>1 損害回復・経済的支援等への取組</b> <b>(1) 居住の安定(条例第13条)</b> <b>(2) 雇用の安定(14条)</b> <b>(3) 損害賠償の請求に関する支援(15条)</b> <b>(4) 経済的負担の軽減(16条)</b>	<b>21条 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援</b> <b>22条 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援</b>	第4章 具体的な施策の内容 施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実 <b>1 相談及び情報の提供等</b> <b>2 大規模事案における支援</b> <b>3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援</b> <b>4 人材の育成</b> <b>5 支援従事者の二次受傷に対する支援</b> <b>6 民間支援団体に対する支援</b>
<b>2 精神的・身体的被害の回復と防止</b>	<b>第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</b>	<b>2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</b> <b>(1) 安全の確保(12条)</b> <b>(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(17条)</b>	第3章 推進体制  第4章 普及啓発 <b>25条 普及啓発</b> <b>26条 調査研究</b>	施策の柱2 生活再建のための経済的支援 <b>7 日常生活の支援</b> <b>8 居住の安定</b> <b>9 雇用の安定</b> <b>10 経済的負担の軽減</b>
<b>3 安全及び平穏な生活の確保</b>	<b>1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</b> <b>2 安全の確保</b> <b>3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</b>	<b>3 支援等のための体制整備への取組</b> <b>(1) 相談及び情報の提供等(11条)</b> <b>(2) 民間支援団体等に対する支援(18条)</b> <b>(3) 人材の育成(19条)</b> <b>(4) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援(21条)</b> <b>(5) 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援(22条)</b>		施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止 <b>11 心身に受けた影響からの回復支援</b> <b>12 安全の確保</b>
<b>4 支援等のための体制整備</b>	<b>第3 刑事手続への関与拡充への取組</b> <b>1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等</b>	<b>4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</b> <b>(1) 学校における教育の実施(20条)</b> <b>(2) 普及啓発(25条)</b> <b>(3) 調査研究(26条)</b>	第5章 雑則	施策の柱4 県民の理解の増進と配慮 <b>13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</b> <b>14 県民の理解の増進</b> <b>15 学校における教育の実施等</b> <b>16 個人情報適切な管理</b>
<b>5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保</b>	<b>第4 支援等のための体制整備への取組</b> <b>1 相談及び情報の提供等</b> <b>2 調査研究の推進等</b> <b>3 民間の団体に対する援助</b>			
第4章 推進体制	<b>第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</b> <b>1 国民の理解の増進</b>			